

2005年度(平成17年度)

大阪府中小企業政策に関する要望と提言

2004年7月26日

大阪府中小企業家同友会

代表理事 岡本利雄

代表理事 渡邊 功

代表理事 堂上勝己

〒540-0011

大阪府中央区農人橋2-1-30谷町八木ビル4F

TEL 06-6944-1251

FAX 06-6941-8352

<http://www.osk-doyu.gr.jp>

info@osk-doyu.gr.jp

2005年度（平成17年度） 大阪府中小企業政策に関する要望と提言

【はじめに】

私たち大阪府中小企業家同友会（以下「大阪同友会」、会員数 2525 人〔内個人事業者 519 人〕、会員構成は下段表の通り）は、昭和 33 年（1958 年 9 月 19 日設立総会※注 1）設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境の改善に努めてまいりました。現在、全国 46 都道府県に同友会が組織され、約 3 万 7 千名の会員で構成されています。大阪同友会は、平成 2 年度（1990 年度）より毎年、大阪府知事、商工労働部、近畿経済産業局、府議会議長及び各会派の皆様により「大阪府中小企業政策に関する要望と提言」を提出し、懇談を重ねてまいりました。

特に昨年は、「りそな銀行」や「足利銀行」の破綻など地域金融のあり方が問われました。そんな中で、大阪同友会は地域経済にやさしく、中小企業や市民など借り手にとって、円滑に資金供給が行なわれる金融システムをめざす「金融アセスメント法の制定を求める意見書」の採択運動を展開し、大阪府議会をはじめ府下 22 議会で採択されるなど（全国では 818 議会；2004 年 5 月 18 日現在）、経営環境の改善運動に積極的に取り組みました。

さて、2000 年には「EU ヨーロッパ小企業憲章（リスボン憲章）」や日本政府を含む 48 ヶ国によって「OECD 中小企業政策に関するボローニャ憲章」が相次いで採択され、中小企業重視へと政策転換が進んでいます。日本においても中小企業政策を産業政策における従来の「補完的役割」から「産業政策の柱」として位置付けることが重要であり「中小企業憲章」の制定が求められています。同友会では日本独自の「中小企業憲章」の研究にとりかかり、特に地域においては中小企業振興基本条例の制定に向け努力しているところです。

一方、長引く不況の中でも自助努力を強め、経営内容の改善を進めていますが、多くの中小企業は売上げも利益も大幅に減少し、雇用の確保や事業を通じて社会に貢献することが十分に果たせない状況にあります。中小企業が元気になってこそ、大阪経済が立ち直り、大阪府の税収も増え、雇用の増大にもつながります。困難な経済環境の中でこそ政治の果たす役割は、きわめて重要です。大阪経済を立て直し、府民が安心して暮らせるように中小企業政策の充実を強く要望いたします。

中小企業家同友会の 5 つの基本姿勢・行動指針

- 1、私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り越える経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- 2、私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型企業づくり（※注 2）をめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保する為にも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- 3、私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- 4、私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- 5、私たちは、経営者自らの教育を含めた 21 世紀の最も貴重な資源である人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の 5 つの基本姿勢に基づいて、要望と提言を行ないます。

（2003 年度末現在）

資本金額	会員数	%	社員数	会員数	%	業種	会員数	%
～499 万円	272	10.8	0～4 人	677	26.8	製造関連	715	28.3
500～999 万円	73	2.9	5～9 人	481	19.0	建設関連	267	10.6
1000～1999 万円	1095	43.4	10～19 人	495	19.6	情報通信・印刷	190	7.5
2000～2999 万円	207	8.2	20～29 人	264	10.5	運輸・倉庫	114	4.5
3000～4999 万円	203	8.0	30～49 人	246	9.7	流通関連	456	18.1
5000～9999 万円	113	4.5	50～99 人	204	8.1	専門家	372	14.7
1 億円～	43	1.7	100 人以上	158	6.3	サービス	393	15.6
個人	519	20.6				その他	18	0.7
合計	2525	100.0	合計	2525	100.0	合計	2525	100.0

※注 1；近畿鍛工品事業協同組合専務理事森田綾雄氏、関西磨棒鋼工業協同組合事務局長木下重信氏、淀川金属工業協同組合専務理事北山彌三郎氏が、大阪中小企業団体中央会鉄鋼機械金属協議会の役員に呼びかけ、1958 年 9 月 19 日午後 2 時から大阪市北区の堂ビル清交社において設立総会を開催。初代代表幹事に森田綾雄氏、木下重信氏を選出。17 名の会員でスタートしました。（創立 40 周年記念「大阪府中小企業家同友会小史」より《1998 年 4 月刊》）

※注 2；同友会が提唱する 21 世紀型企業とは ①「会社の存在価値は何か」を問いかけ、顧客の要望に高い水準でこたえられる企業の確立をめざす。②社員とともに「何のための経営か」「どんな会社にしていくのか」を考える企業づくりです。

2005年度（平成17年度）の重点要望

- (1) 中小企業の活性化による大阪の景気回復策を最優先課題と位置付け、実効ある施策を講じて下さい。
- (2) 「大阪府中小企業振興基本条例（仮称）」を制定して下さい。
- (3) 「中小企業振興会議（仮称）」を設置し、実態に即した「中小企業振興プラン」を策定して下さい。
- (4) 「事業再挑戦システム」の具体的な整備・構築を進めて下さい。
- (5) 地場産業や産業集積地、中心市街地等商店街への支援を強めつつ、そこで発掘した商品などに「大阪ブランド」を認定し国内外に発信するよう、早急に具体化して下さい。
- (6) 健全な中小企業への資金供給が閉ざされないように制度融資を大幅に拡充して下さい。
- (7) 大阪府の財政再建のために不要不急の大型開発を見直し財政支出を転換して下さい。

1、産業・雇用・中小企業振興に関すること

大阪経済を底上げするためには中小企業の活性化が不可欠です。大阪府下全事業所数483,964事業所の99.8%、雇用の面では95.5%を中小企業が占めています(従業員数300人未満、H13年総務省事業所統計より)。既存企業をベースにした「新事業の展開」が新規創業やベンチャー企業の創出にもつながっており、「第二創業」として注目されているように、これらの既存中小企業への親身になった政策が何よりも求められています。

景気回復策の柱に中小企業活性化策を最優先課題と位置付け、以下の各項目をすみやかに実施して下さい。

(1) 「大阪府中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を

「大阪府中小企業振興基本条例（仮称）」を制定し、中小企業の街・大阪にふさわしくその理念を高く掲げ明文化するとともに、条例に基づいて「中小企業の街・大阪」を宣言し、本庁や関係施設に掲示することによって、各方面に施策が行き渡るようにするなど大阪府の重点施策に位置付けて下さい。県レベルでは、平成14年12月24日「埼玉県中小企業振興基本条例」が公布・施行され、「中小企業立県」を宣言しています。

(2) 「中小企業振興会議（仮称）」を設置し、実態に即した「中小企業振興プラン」を

地域金融機関や中小企業経営者も加わり「資金供給の一層の円滑化を図る」ことをねらいに検討が進められている「大阪金融会議」は、秋頃に具体的な提言を出すとのことですが、同様に、「中小企業振興会議」（仮称）を設置し、中小企業の活性化を中心テーマに、経済団体、研究者、中小企業経営者による政策立案システムを構築され、実態に即した中小企業振興プランを作成して下さい。

(3) 「事業再挑戦システム」の具体的な整備・構築を

- ① 倒産など事業に失敗した経営者は市場経済から永久に葬り去るような現在の仕組みと風潮を見直し、むしろその経験を生かし、少なくとも民間の投融资が可能になるまでの期間は、このような事業者に投融资のみならず、様々な支援サービスを提供できる「事業再挑戦システム」を構築・整備して下さい。
- ② 現在、国において金額と期間が無制限の「包括根保証」に関して見直し作業が進んでいますが、事業性融資のあり方として、そもそも社屋や会社所有地、有価証券などの担保以外に個人保証を徴求すること自体が問題であると考えています。中小企業が倒産した場合、個人の最低限の生活保障と再起できる条件を整備する為、破産法の改正など個人保証の有限責任化を国に要望して下さい。
- ③ 「小規模企業共済制度」の加入資格要件（従業員 20 名以下など）の緩和措置を国に求めるとともに、大阪府として「経営者失業保険制度」を創設して下さい。

(4) 地元の各自治体と連携し、中小企業の実態調査を本格的に

東大阪市、大阪市が実施した現場に出向く実態調査によって、地元の中小企業の現状が初めて詳細に把握することができたとされています。今後の中小企業政策にこれらのデータを生かすためには継続的な調査データの更新が必要です。衛星都市と連携し、中小企業実態調査のための支援策を講じて下さい。

(5) 従来型の公共事業から中小企業に経済波及効果の大きい、生活基盤整備、社会福祉、環境保全、防災重視の生活整備型・自然再生型の公共事業への転換を

- ① 官公需法を遵守し中小企業への官公需発注比率を大幅に引き上げて下さい。大阪府は他の大都市と比べて低くなっています。福岡や神奈川などと同様に 65%以上の発注率を確保して下さい。
- ② 特に大型事業は分離・分割し、地元の中小建設業者に優先的に発注して下さい。それは雇用拡大効果や地域内での資金循環にも有効です。

【金額ベースで見た大阪府官公需の中小企業発注比率 (%) 「大阪府商工労働部資料より作成」】

	大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	福岡県	千葉県
平成14年度	53.7	50.0	67.9	62.2	74.8	63.2
平成13年度	52.1	53.4	67.7	57.6	61.9	67.7
平成12年度	56.3	54.1	70.6	61.2	65.8	66.0
平成11年度	55.1	56.3	71.6	67.9	57.4	65.5
平成10年度	47.8	53.4	75.4	65.1	66.4	67.1
平成9年度	52.4	56.5	68.4	68.0	67.4	67.7

※太枠は一番低い数字です。工事、役務、物品の合計です。

(6) 「大阪ブランド」の発信、「中小企業マイスター制度」の確立で、地場産業や産業集積地、商店街の活性化を

大阪の産業と文化の発展、雇用の確保に貢献してきた地場産業や産業集積地、商店街、小売市場などが衰退してきており、このまま放置すれば消滅の危機にあります。大阪府としてこれらを積極的に支援し、活性化のためのあらゆる方策を講じて下さい。

- ① 地元自治体や中小企業団体の協力のもと、「地場産業創出・育成事業」や「伝統工芸品産業振興事業」を拡充し、地域資源を生かした産業育成に努めて下さい。それら中小企業製品に「大阪ブランド」を認定し国内外に発信するよう早急に具体化して下さい。
- ② 中小企業の「ものづくり」支援のために、個別の優秀技能者（なにわ名工、なにわ名工若葉賞など）の表彰制度に加え、基礎技術を中心とする熟練技術を社会的価値として中小企業そのものを再評価する「大阪版・中小企業マイスター制度（仮称）」を確立し、誇りをもって事業承継できるような環境整備を進めて下さい。
- ③ 「商店街活性化サポート体制整備支援事業」が創設されました。地域の実状を把握する調査活動を早急を実施するとともに、地域の歴史や遺産、史跡、街並みを生かした商店街づくりや様々なイベント、アイデアに対して、従来規制にとらわれない思い切った支援を行って下さい。

(7) 企業とのミスマッチを少なくし、高校生の就職活動活性化を

同友会の共同求人活動は20余年になります。当初は中小企業の新卒採用は大変困難でしたが、学校との信頼関係を築く中で、多くの優秀な学生を採用できるようになり大きな戦力になっています。会員企業からは「企業存亡の危機を救った」という経営体験報告事例は幾度となく報告されています。企業にとって新卒者の採用はそれほど重要な経営課題となっています。また、同友会では「共に育つ」という精神で、社員の働き甲斐について語り合い、持てる能力を十分に発揮する場を提供できる企業を目指して、人間尊重経営を推し進めております。現在、大変厳しい経営環境の中で求人を控えている企業も多いのは確かですが、「人がほしい」企業はたくさんあります。特に、高校求人の活動をする中で、企業側から様々な疑問が投げかけられています。同友会は、職安や教育委員会、高校の先生や進路指導の先生方と幾度となく懇談を行い下記の項目について常にお伝えしていますが、改めて要望いたします。

- ① 高校生が企業に定着しない要因として、「1人一社制」というミスマッチとなる規制が指摘されています。この規制緩和は大阪府の判断で可能ですので、新しい時代にふさわしく複数の企業に求職応募ができるような措置を講じて下さい。また、そのための情報を学校に多く提供できるようにして下さい。
- ② 地域経済を中小企業が支えていることを知る体験学習は、就職・進学に拘らず重要なことです。中小企業の現場がどうなっているか、先生方が現状把握できるような体制をつくと同時に、一部で実施されている地域企業へのインターンシップなどを授業

の一環として本格的に制度化して下さい。

- ③ 職安主催の合同企業説明会の開催数を増やし、企業参加の機会を広くPRして下さい。
- ④ 新卒者採用企業に対する助成金など、雇用に貢献している企業への優遇措置を講じて下さい。
- ⑤ 高校生の基礎学力養成に力を注いで下さい。

(8) ISO取得のための支援を

ISOの取得は、中小企業にとって必要条件となっています。しかし、取得のための費用は数百万円～1000万円という高額なものです。これでは意欲があっても取得が進むものではありません。近年、東京都など、取得のためのアドバイスだけでなく、助成金制度を実施する自治体が増えています。大阪府も融資（新事業展開支援資金「事業拡張型」）に加え、新たに助成金制度を実施して下さい。

(1件100万円×100件=1億円)

各自治体の平成16年度ISO助成金制度実施状況

	ISO一般会計当初予算額	1件当たりの限度額
大阪市	8000万円	50万円
堺市	3500万円	50万円
吹田市	375万円	100万円
東京都	1億2000万円	130万円

(9) 経営革新支援事業補助金・技術向上奨励費補助金の予算増額を

- ① 経営革新法や中創法の認定は受けても次の段階である補助金承認のハードルは極めて高く、チャレンジした企業の創意工夫や労力が報われない傾向があります。平成16年度の革新法補助金（1億9448万円）には153件の応募がありましたが、わずか31企業にしか交付されておりません。技術向上奨励費補助金（創造法認定企業）では、平成15年度分、55件の申請中（毎年1月申請）、わずか12件の交付です。経営革新、技術開発を積極的に進める中小企業が意欲をもって進められるように、少なくとも、前年度、承認・認定された企業数に見合う予算になるように、大幅に増額して下さい。
- ② 経営革新法や中創法に認定された企業から次のような問題が指摘されています。新事業展開を推進するために、以下の点を改善して下さい。
 - a) 現時点の経営状況や過去の事業の失敗を理由に融資が決まらない事例があります。創造性を重視した融資制度に改めて下さい。
 - b) 融資審査基準の緩和、融資枠の拡大を図って下さい。
 - c) 融資や助成金を受け事業を前に進めても、その技術や製品、サービスを市場に浸透させることが難しく、逆に開発費や販売費の増大によって経営難に陥るケースもあり、新事業創出の大きな壁になっています。販売まで先を見据えた現実性のあるセイフティネットの整備を図って下さい。
 - d) 認定企業の商品やサービスは大阪府及び関連団体が自ら積極的に購入し、知名度アップや実績づくりの支援をして下さい。また、府下自治体にも購入を働きかけて下さい。

(10) 「大阪府立八尾南高校」の校舎や運動場、体育館など現存施設の有効活用を

大阪府立八尾南高校の跡地利用が八尾市において話題になっています。校舎は取り壊さず、逆に、現存施設を有効活用することで地域コミュニティの場とすることができます。八尾市の中小企業経営者からは「八尾市中小企業サポートセンターを移設し、中小企業と市民との触れ合える場にしてはどうか」という提案もあります。大阪経済法科大学の市民講座やNPOネットワーク化を進めている八尾市、各スポーツ協会などの創意工夫を活かすことも可能です。地元自治体の八尾市と協議しながら府として支援する方向でご検討下さい。また、その他に閉校される府立高校についても拙速、解体処分をせず、有効活用の方策を地元の中小企業や市民と共に検討して下さい。

2、金融問題に関すること

厳しい経営環境の中で制度融資の役割は重要です。特に、昨年来、中小企業金融においてはリレーションシップバンキングがクローズアップされましたが、担保や保証人に頼らず、企業の力を様々な角度から判断する融資のあり方は、まさに制度融資こそがその手本になるべきだと考えます。中小企業が連鎖倒産の危機に直面するなど、明日の生活に困った時に、親身に相談に乗ってもらえるようなきめ細かい環境整備が地方自治体に求められています。

(1) 新しい制度融資の創設を

- ① 現在の制度融資には担保主義が根強く残っており、様々な新メニューが作られても結果として利用しにくいものになっています。物的担保や連帯保証人に頼らず、保証協会の保証料だけでクリアできる制度融資を創設して下さい。また、代表者の個人保証を徴求する場合でも破産法改定論議の流れを先取りし、「有限責任」の範囲にとどまるようにして下さい。
- ② 制度融資の返済期間を10年にして下さい。これは、府独自の判断で実施することが可能です。例えば、静岡県では2004年度から設備資金と運転資金に分かれていた資金使途を撤廃し、かつ、融資期間を原則一律10年以内（一部を除く）にしました。これによって、月別返済額を大幅に減額することが可能になります。

(2) 新規創業ができる金融環境を

企業の開業数を増やすためには、思いきった支援策が必要です。スタートアップ資金は、無担保無保証で3年間は元金利息据え置きにして下さい。

(3) 借りやすく返しやすい制度融資の確立を

大阪同友会は平成13年5月より「借換え融資の実施」を要望し続けてまいりましたが、大阪府は国の借換え制度に独自の制度もあわせて平成15年2月から借換え制度を実施されました。京都府や京都市では、全国に先駆けて借換え制度を実施しておりましたが、国の制度を待たずに地方自治体独自で様々な制度の実施が可能であることを示しています。大阪府におきましても、是非、中小企業の実態に合った積極的な制度融資を実施して下さい。

- ① 最近、各金融機関において保証協会保証付きの「無担保本人保証（第三者保証なし）融資」が増えてきました。大阪府においても制度融資として同様の融資を創設して下さい。
- ② 大阪府の借換え制度（A型）の融資利率は年1.8%です（新規のB型はプロパーも含めた借換え制度で利率は2.0%）。京都府は年1.5%、兵庫県は年1.6%です。大阪府の景況を踏まえ、年1.3%に引下げて下さい。
- ③ 大阪府は、制度融資枠を7000億円に拡大されましたが、問題は融資実績が伸びないことです。経営環境が厳しい時にこそ融資枠を活用され、保証・承諾を増やして下さい。

(4) 長引くデフレ不況や金融危機に伴う中小企業の被害を最小限に

- ① 特に、りそな銀行及び近畿大阪銀行関連で、その影響を最小限にとどめるために、中小企業向け融資及び金融機関の検査・指導の基準について実態を的確に反映したものにするよう、国に対して要望して下さい。
- ② 現在の経営安定対策資金の無担保無保証枠は1250万円で、事業規模の大きな企業には不十分です。また、債務超過に陥っている企業に対しては適用されません。厳しい経済環境に直面している現在、無担保無保証枠の拡大が急務です。せめて別枠で2000万円に引き上げて下さい。
- ③ 大阪同友会が要望していた「金融アセスメント法制定を求める意見書」を大阪府議会で採択頂いたことに敬意を表します（2003年10月21日採択）。現在、各金融機関がリレーションシップバンキングのアクションプログラムを公表していますが、問題は共通した開示項目がなく情報が比較対照できず、利用者にわかりにくいことです。金融アセスメント法の考え方に沿って「地域貢献に関する情報開示」を有効なものにするためには、第三者による比較対照ができる情報の評価・公表が必要ですので、大阪府独自の第三者機関を設置し、評価・公表を進めて下さい。
- ④ 金融庁は「中小企業融資編・改訂版」による検査基準の追加を発表し、これまでの「金融検査マニュアル」の一部を明文化し補強しました。しかし、依然として金融庁の検査基準が「貸し剥がし」「貸し渋り」の大きな要因となっています。大阪府として「貸し剥がし」「貸し渋り」を防止し、大阪経済再生を現実のものとする為に、金融庁による「金融検査マニュアル」の一律適用の中止と同時に政府系金融機関への適用を断念するよう、国に強く要望して下さい。

(5) ペイオフ解禁について

ペイオフ解禁は、中小企業にかかわりの深い地域金融機関の預金流出や合併を促進させ、結果として中小企業への資金パイプを狭め、地域金融機関の存立そのものを危うくする懸念があります。2005 年度からペイオフの完全解禁が予定されていますが、預金保険法によるペイオフ発動の実行猶予措置を直ちに宣言するよう、国に働きかけて下さい。

3、税制問題と財政再建に関すること

税制の考え方の根本は、憲法の要請する応能負担原則にあり、赤字法人や低所得者層に税負担を求めず、所得の規模に応じて超過累進的に負担を求めることです。具体的には、所得（利益）の大きさと無関係に課税する消費税や外形標準課税による事業税の基幹税化であってはならないと考えます。むしろ大阪府の税収回復のためには、不要不急の大型開発の再検討で出づるを制し、中小企業の活性化のための施策を大阪府の柱にすることが財政再建の近道であると考えます。

- ① 法人事業税の外形標準課税適用が資本金 1 億円以下に拡大されないよう強く国に働きかけて下さい
- ② 法人府民税均等割り増税を早期に中止し、苦境にある多くの中小企業にこれ以上負担がかからないようにして下さい。
- ③ 長期に渡るデフレ不況が続く中で、消費税増税は中小企業経営に致命的な影響を与えます。消費税増税を断念するよう国に強く要望して下さい。
- ④ 相続税、贈与税の軽減の動きはありますが、全国水準に比べて廃業率が高い大阪府においては、特に後継者問題とも関連して中小企業の事業承継税制の改定は急務です。事業用資産は事業を承継することを条件に以下のような事業承継猶予制度の確立を国に要望して下さい。農地においては農業政策上の視点から、法律上、その利用・転用・譲渡が厳格に制限されており、それに係る相続税・贈与税の納税猶予の特例は認められていますが、中小企業の事業承継にもこのような制度が必要だと考えます。

以上